



HAL
open science

Fujiwara no Yorinaga et son activité musicale selon "Taiki" (1)

Yumiko Takagi

► **To cite this version:**

Yumiko Takagi. Fujiwara no Yorinaga et son activité musicale selon "Taiki" (1). Tôyô Kenkyû 東洋研究, 2016. <hal-03123410>

HAL Id: hal-03123410

<https://hal.science/hal-03123410v1>

Submitted on 16 Feb 2021

HAL is a multi-disciplinary open access archive for the deposit and dissemination of scientific research documents, whether they are published or not. The documents may come from teaching and research institutions in France or abroad, or from public or private research centers.

L'archive ouverte pluridisciplinaire HAL, est destinée au dépôt et à la diffusion de documents scientifiques de niveau recherche, publiés ou non, émanant des établissements d'enseignement et de recherche français ou étrangers, des laboratoires publics ou privés.

『東洋研究』第二〇号八抜刷
平成二十八年十一月二十五日
大東文化大学東洋研究所

藤原頼長と音楽

—『台記』を中心に— (一) 幼少期から大臣大饗まで—

高木 ゆみ子

藤原頼長と音楽

—『台記』を中心に (二) 幼少期から大臣大饗まで—

高 木 ゆみ子

はじめに

藤原頼長(一一二〇～一一五六)は、保元の乱(一一五六)の当事者である。彼は、保延二年(一一三六)から久壽三年(一一五六)まで、漢文日記『台記』を書き続けた。

『台記』によって、乱発生以前の鳥羽院政下、学識をもつて院の信頼を受け近侍した廷臣としての彼の姿も、さまざまな角度から研究が進められている。¹⁾ 本稿では、『台記』にみられる音楽関係記事に注目する。

鳥羽院の時代は、院自身が音楽に長じていたこともあり、音楽活動が盛んであった。頼長も笙を習得し、公の管絃の場に連なっている。頼長の習樂について、橋本義彦氏は、次のように述べられた。

宮廷奉仕の必須上習得したに過ぎないものと思われ、特に笙に趣好をもち、練習に精進した様子はない。²⁾

1 橋本氏の評価に対し、萩美津夫氏は、頼長が笙や舞の秘曲を伝授されていること等から、

かなり才能もあり、深い興味をもって習樂していたのではないかと考えられる³。と、論じられた。さらに頼長の音楽との関わり方について、飯島一彦氏の次の指摘にも留意される。

非常に積極的に音楽に関わっているときと、それから「音楽なんていうのは宰相の器たる者はやってはいけなものだ」と書いてあるところがあつて、何でこんなに書き方が違うんだろうと思います。それはやはり政治状況の中の音楽との関わり、あるいは個人的な気分の問題があつたのかもしれませんが、それは単に音楽だけを見ていてもわからないし、政治だけ見てもわからない⁴。

宮廷人としての頼長の全体像からみれば、音楽活動がその中心にあつたとはいえない。その一貫性の欠如のためか、頼長の音楽に関する評価は、父忠実・兄忠通・息男師長には遠く及ばない。しかし、頼長の生涯において、変動はあるにしても、音楽が何らかの位置を占めていたことは認められるだろう。『台記』の記述を通して、その変化を探ることにより、従来の頼長像に新たな視点を加えることはできないであろうか。『台記』には、散逸部分が多く、また日記の常として記憶違いや同時代に常識的な事柄の省略、後代を意識した多少の潤色はあるにしても、頼長自身の筆になるからである。

現存する頼長の公の場での最初の奏樂の記録は、『御遊抄』保延三年（一一三七）正月二十一日大臣大饗である。『台記』同月の日次記は散逸しているが、それに先立つ保延二年十月から十二月までが、『台記』最初の纏まった一群として伝存している。

本稿では、頼長の音楽活動をその生涯の全体像の中に位置づける試みの端緒として、『台記』執筆以前の頼長の幼少時、次いで『台記』保延二年十月から十二月の三ヶ月間の記述を閲し、その結果である保延三年一月の大臣大饗を含めて、公的な音楽活動を始めようとする頼長と彼をめぐる宮中の状況について考察したい⁵。

なお、「音楽」の用語は、『台記』の中に多用されているが、その具体的内容（管絃・舞樂・声樂等）は、時に明確でないこともある。そこで、本稿では、磯水絵氏の「樂器を用いて調に合わせて音を発し、時にうた・舞も伴う神樂、雅樂、猿樂等の雅俗取り混ぜた種種の場面」⁶での活動を意味するものとする。

一、笙の奏者としての頼長

まず笙の奏者として頼長、次いで後世への伝承を瞥見する。

生前の頼長は、概して経史の学に特徴づけられ、本人もそれを望んでいたようである。忠実は、忠通・頼長兄弟を次のように評した（『台記』天養二年正月二日条⁷）。

撰政長⁸風月⁹、我子通¹⁰経史¹¹。

頼長もまた、子孫に当てる訓戒で「漢家の経史」への嗜好を認めている（康治元年十二月三十日条）。

予聊遊¹²心於漢家之経史¹³、不¹⁴レ停¹⁵思於我朝之書記¹⁶、乃所¹⁷抄出¹⁸殊不¹⁹委曲²⁰、子孫又好²¹金経旧史²²者、非²³此限²⁴不²⁵然者、早習²⁶倭国旧事²⁷、可²⁸慕²⁹葵霍忠節³⁰至³¹于糸竹和歌³²者、雖³³非³⁴所³⁵勸³⁶、不³⁷可³⁸強禁³⁹、於⁴⁰鷹犬牛馬主食等之類⁴¹、深⁴²以禁⁴³之。

この訓戒では、管絃は「雖¹⁴非¹⁵所¹⁶勸¹⁷、不¹⁸可¹⁹強禁²⁰」と、和歌と同様の扱いとなっている。確かに頼長は和歌に対して漢詩で応えたり（依²¹不²²堪²³不²⁴和歌²⁵）久安三年三月十五日条）、崇徳院に代作を頼んだり（依²⁶和歌

不堪^レ、密申^二新院^一」同年同月廿七日条」と、和歌を不得手としたらしい。

しかし、頼長と音楽との関わりは、和歌と同等には扱えないだろう。

頼長は『鳳笙師伝相承』によると、中院右大臣源雅定の教えをうけ、秘曲陵王荒序を豊原時秋から許されている。『御遊抄』にも、所上人として記されており、就中、最も栄えある鳥羽院愛児近衛天皇の一代一度の清暑堂御遊でも奏している（『御遊抄』清暑堂康治元年十一月十七日条）。

拍子右大将実能、付歌権大納言伊通、兵衛督重通兼^レ之。笙、内大臣頼長（宇治左府）初度、私器^三。また鳥羽院自ら管絃の場に加わるよう促している例もあること等から、院の評価も高かったと考えられる。

早朝、法皇賜^二手書^一曰、今夕可^レ行^二舍利講^一、欲^レ奏^二音楽^一持^レ笙可^レ来。〔久安三年十一月三十日条〕

さらに、生前のみならず、少なくとも死後一世紀ほど後まで、頼長は、笙の奏者として記憶されていたらしい。

建長六年（一二五四）橘成季編『古今著聞集』巻第六管絃歌舞第七にも、その名が散見している。源義光笙の秘曲を豊原時秋に授くる事裏書・宇治左府頼長の宿所并びに院の御所にて御遊の事・宇治の一切經

會に清延牙の笛吹く事・仁和寺の一切經會に拍光時颯踏急聲二反を舞ひ拍行則一反を舞ふ事・鳥羽法皇天王寺へ御行あり念佛堂にして管絃の事・鳥羽院にして舍利講并びに御遊の事

次いで同世紀末の伝僧隆円撰『文机談』^①では、頼長を笙の奏者として記している。

①就中、後宇治殿・法性寺殿・月輪殿・中御門殿・いのくま殿・宇治左大臣殿・妙音院殿、みな管絃の棟梁。糸竹の好士にわたらせ給ふ。（菊亭本『文机談』第一冊巻第二）

②又ちかくも宇治左大臣殿もいみじくあさばされき、台記にもみえ侍りき。（菊亭本『文机談』第三冊巻第四）

③ちかくも宇治左のおとど、笙あそばされき。（菊亭本『文机談』第五冊巻第五）

①②の引用の一部は、夙に荻氏もひいておられるが、『文机談』がこのように繰り返している点、②で『台記』をその根拠にあげている点は、注目される。

従来頼長は、保元の乱の敗死により治承・寿永の動乱を惹起した怨霊として畏れられ（『百練抄』治承元年七月廿九日条「天下不静、依彼怨霊也」）、また学識に富む峻厳な政治家（『愚管抄』「日本一ノ大学生」）として後世に名を残したことで知られる。しかし、楽書や音楽説話は、優れた音楽家としての頼長像も後世に伝えられていたことを示している。

二、保延二年以前

『台記』執筆以前の頼長、特に音楽活動について語る史料は、殆どない。そこで、当時の音楽環境を、主に彼を囲む人々から推察することにした。

忠実と頼宗流中御門家・母方

宇治左大臣藤原頼長は、知足院関白藤原忠実（一〇七八〜一一六二）の息男として生まれた。異母兄に忠実嫡男法性寺関白藤原忠通（一〇九七〜一一六四）がいる。

頼長の音楽環境は、生誕時からある程度定まっていたと言えよう。忠実は、管絃の者として名声を馳せており、周囲には優れた楽人が集まっていたからである。さらに、頼長誕生半年後、忠実が白河院の忌諱に触れて宇治に逼

塞し、頼長は十歳の出仕までその膝下で育つたこともある。

忠実の技倆は、二十二歳の時の次の記事にも窺える。

早且一身管絃兼琵琶、箏、笛、拍子、歌。(『殿暦』康和二年一月九日条)

七歳から始めた(『文机談』第二冊卷第三)箏を、最も得意とし、箏の琴はすべてならびなくおはしましき(『今鏡』藤波の上第四「宇治の川波」と評され、終生箏を愛好した。忠実は慈円から「執深キ人」(『愚管抄』卷四)と称されたが、音楽に関しても、その執心が往生の妨げになるのではないかと、案じられるほどであった。平治元年(一一六九)藤原季通撰「箏譜」には、次のように記されている。

箏者、富家禪定前相國、傳故土御門大納言之調。浮沈其道。常携箏之嘔寤不離傍。情見染着之軀還為妄執之因歟。

頼長は、こうした忠実の姿を身近に観て育つたものと推測される。

他方、忠実は声楽にも秀でていた。

御声いとうつくしくて、年老いさせ給ふまで、細く清らかにおはしき、朗詠などえならずさせ給ふ。(『今鏡』藤波の上 第四「宇治の川瀬」)

忠実母全子は、藤家朗詠の桓藤原俊家女。忠実と俊家男宗俊の子息中御門宗忠・宗輔兄弟とは、従兄弟同士。宗輔は、異母兄宗忠に婿とられ同居しているため、この音楽好きの兄弟の絆は、極めて強かった。そこで、『殿暦』の音楽記事にみられるように忠実・宗忠・宗輔三人は、折から音楽好きの堀河天皇の世にあり、多くの管絃の場を共有する仲となった。福島氏によると、中御門流の楽統は、箏とともに声の樂で成り立っており、青柳隆志氏は、

「朗詠九十首」の集成を忠実・宗忠の「ほぼ共撰の形」とされ、その時期を「忠実の富家殿籠居(一一二〇)・一一三三」の頃に想定されている。これは、頼長の幼少期に当たる。頼長が朗詠を習ったとする史料はないが、忠実と共に宇治で過ごした時期に、聞き覚え等があったのかもしれない。後年、物忌日に管絃の他朗詠・今様を奏しんだり(康治二年十月廿五日条)、朗詠の助音に入ったりしているからである(久安三年九月十四日条)。

ただし、幼少時の頼長が、管絃の名人と認められ、自負もしていた忠実から、直接音楽の手ほどきを受けた徴証はない。宮内庁書陵部蔵「奏筆相承血脈」(『続群書類従』管絃部所収)によると、忠通・師長は、忠実の教えを受けているが、頼長の名はない。頼長は、任内大臣の折に、崇徳天皇中宮聖子から琵琶を拝領している(保延二年十二月九日条)が、その生涯で忠実が得意とした箏や琵琶を弾いた記録は、管見によると見当たらない。

『古今著聞集』には、次のような頼長の日記の断片とおほしい記事が収録されている。

頼長初以「母膝」無「寵愛」、而及「長誦」習「九經」、嗜「好五音」、不「受」酒、不「事」遊戲。是以「種閭」及「子以」為「家宝」、尊重甚云々。(『古今著聞集』卷第八孝行恩愛第十、宇治左府頼長父忠実寵愛せらるる事)

頼長が、幼少時、忠実から音楽教育を受けなかったのは、自ら記すように余り愛されない子であったためであるか。ここでは、「長ずるに及んで五音(音楽)を好む」ようになったとしていることに、注目したい。橋本氏は、後年顯著となる頼長の学問も自覚的・本格的開始は遅かったらしいとし、次のように指摘された。

康治二年九月の日記のそれまで学んだ書物を列記したなかで、もっとも早いものが保延二年十七歳の時の「蒙求」であることはそれを示している。

奇しくも保延二年は習樂を始めたと思われる年でもある。宇治時代の頼長は、学問同様音楽にも余り関心がな

かったのではないか。それは、失脚した執政の庶子として、宮廷における出世も余り期待できない状態だったからではないだろうか。

一方、頼長の母方の生家には、音楽的な環境はなかったと思しい。生母土佐守藤原盛実女は、頼長生後まもなく死亡¹⁸。祖父盛実は、実務家官人を輩出した中流貴族階級の藤原北家勸修寺流の出である¹⁹。五位の諸大夫として忠実家司であったが、頼長生誕時には、既に没し（『中右記』天承二年一月十四日条）、息男顕憲とその三人の息子は家司として、女も乳母として頼長に近習している。保元の乱で頼長の最後を看取ったのも従兄弟達である。頼長は終生母方の生家と深く繋がっていたが、彼らとの音楽関係の記録はみあたらない。

なお頼長は、六歳の頃忠通の融子となっているが、音楽を指導された形跡はない。

幼少時の頼長は、音楽好きの父のもと、常に多様な音楽に触れる環境にいたと推測される。しかし、忠実や他の師から直接教えを受けた明徴はない。後に頼長が習業を志すに至って、父方の音楽関係の人脈が彼を助けることになったのであろう。

閑院流

大治四年（一一二九）白河院崩御。鳥羽院により忠実も政界に復帰。大治五年（一一三〇）より宮中に出仕した頼長には、忠実・頼宗流に加えて、新たな音楽環境が開けた。藤原北家公季孫閑院流の一族である。頼長は十四歳で徳大寺内大臣実能（一〇九六―一一五七）に婿取られた（『長秋記』長承二年六月十九日条）。実能は、当時中納言右衛門督であったが、閑院流は、白河・鳥羽・崇徳三代の外戚として皇室と強く結びつき²⁰、廟堂の一角をしめる家柄であった。

頼長は、長承四年（一一三五）から久安六年（一一五〇）東三条第に移るまで、舅実能の大炊御門高倉邸内に居住。橋本氏は、「この結婚には、実能側の政治的配慮が働いていた」とされる²¹。しかし、頼長の習業には有益であったとみてよい。同家は、音楽で名の知られる人々を輩出し、舅実能、義弟公能は、共に催馬楽・朗詠等郢曲（声乐）、実能の甥公教は笛を得意とし、御遊等の公の管絃の場の常連でもあったからである。中御門家とも姻戚で、頼長邸での音楽交流も盛んである。宗忠男宗能が頼長婚姻後早速行われた宴遊に朗詠をしたり（『長秋記』長承二年七月十三日条）、頼長邸初作文和歌の管絃に拍子をとったり（『中右記』長承三年二月十日条）、頼長第での実能男着袴に、外祖父宗忠が朗詠に來たりしている（『中右記』保延元年二月一日条）。

婚姻後の頼長は、忠実・中御門家・閑院流の樂人達に囲まれて音楽に親しむ事となった。

鳥羽院政と音楽

ここで、頼長の音楽活動の背景となる、彼の出仕当初の宮廷の音楽環境を見ておきたい。ここで、頼長の音楽活動の背景となる、彼の出仕当初の宮廷の音楽環境を見ておきたい。年譜の上では、堀河・鳥羽と二代の音楽好きの天皇の治世が続いているが、実際には、堀河院は嘉承二年（一一〇七）、五歳の鳥羽天皇を残して崩御、鳥羽・崇徳両天皇の治世は、その後二十二年間、白河院崩御まで同院が「治天の君」となっている。この間の宮廷の音楽活動の実態は定かではないが、その前後、堀河天皇及び鳥羽院の治世に較べれば、さほど盛んではなかったらしい。『文机談』は、次のように記す。

天下ただ法皇の御まつりごとなりけれども、管絃の御さたはこの御世（堀河）にはをよばせはしまさず。（菊亭本『文机談』第一冊巻第一）

しかし、鳥羽天皇は幼少時から笛を好み、藤原宗輔を御笛の師とし、十歳で御遊で所作している（『御遊抄』永

久二年二月十日条)。白河院の陰で政務から隔てられた面もあるだけに、一層音楽に興味を深めたいらしい。保安四年讓位後も、院政の実権を握った後も、笛を愛好している。近衛天皇踐祚後は、朝観行幸御遊で、幼帝の前で笛を所作し、その御笛初めに宗輔を指名し、我が子の習業を倭見している。院の演奏には、頼長も賛嘆している。

予猶近候、聞御笛音者、上下莫不嘆美。(久安三年九月十四日条)

なお、鳥羽院は、管絃のみならず早くから篋馬楽や朗詠にも通じていたらしい。

主上篋馬楽歌御、実不可思議也、御歳十、非其程人之所為。(殿曆「天永三年三月十六日条」)

頼長が出仕した官中は、鳥羽院が政治・音楽両面で、好みのままに始め始めた時期であった。

三、任内大臣鹿大饗と大臣母屋大饗

保延二年十二月九日、十七歳の頼長は内大臣に任ぜられた。同日、東三条第此間で任大臣大饗、翌月保延三年正月廿一日、同じく東三条第で母屋大饗が行なわれた。いずれの大饗でも、隠座で御遊が行われている。頼長は、鹿大饗の御遊には所作に加わっていないが、母屋大饗においては笙を奏している。この大饗にいたる流れで、公卿の一員としての頼長が、音楽活動を始めたのは、如何ような環境においてであったのか。また、其れは当時の政治状況と如何なる関係にあったのか。

大臣大饗は、大臣が公卿・殿上人・太政官職員などを招いて行う饗宴で、任大臣大饗は大臣に初就任した祝宴、正月大饗は年頭の祝宴である。平安末に至り、初任大臣の饗宴は鹿大饗、翌年正月の大臣大饗は母屋大饗と呼び分

けて行われたと考えられ、頼長もその慣わしに従っている。

院政期、摂関家の公的行事は、常住する私邸とは別に東三条第で行われ、その財源・用途調達は、摂関家昵懇の受領等によって供給される「非公家沙汰諸国所課」の形をとっている。頼長は、忠通長男としてその功の譲りを受け内大臣に任ぜられ(保延二年十二月九日条所収「任大臣宣命事」)、二つの大饗も摂関家の儀礼として行われた。

表1は、「台記」保延二年十月から十二月より抽出した頼長の音楽活動と奉仕した公事である。

月日	公事	音楽関係
十月六日	大将着座沙汰開始。	
七日	院御月忌に鳥羽院御所へ。	
八日		①早且白糸宮退出、備後前司来、乃有楽会也。
九日		②只参近衛殿、入夜敦重朝臣参入、暫御対面、大殿被仰曰可有説経、敦兼説経、殿中人白殿已下驚耳感、次予退出。
十一日	大将着座の儀。	
十二日	着座第二日の儀。	③左宰相中将成通来先招入对南内妻戸内、清談云、着座之所無音楽之儀「以遣俱也、」談管絃事、或唱歌(兼唱歌也、微音也)。

十三日	政事。鳥羽院院司に補任。 院司補任の慶に鳥羽御所。五節舞姫 を献じる。聖定に下名作法について 尋ねる。	
十四日	中宮酒酔に参入。	①次人入御談、今様、此間大宮中納言参会、次万歳茶、白下舞舞上、
十六日	新嘗会節会内弁勤仕。	
十七日	重裝束慶に鳥羽へ。	
十八日	五節童女を合具し鳥羽殿へ。	②相具五節童女鳥羽之日也、未刻者布衣装、与新大納言於北殿夜殿東広庭習童、
十九日		③早且参鳥羽、於寝殿広庭習童、
廿一日	吉田禁奉幣。	④行向右府御所、裝束(直衣)：暫言談之後、右府被吹笙、雙調調子也、予驚耳、 頃之右府被著火桶被吹笙、其後予退出、
廿二日	大原野精進始め。	
廿四日	大原野祭上朝。	⑤次優舞、
廿五日	任内大臣(五賢)、忠実より御実任大臣 既大寶定文。任大臣既大寶定。	

十三日	着座第三日の儀。	⑥未刻左兵衛監来、先括入对南向妻戸内、有美談、左武衛藤合四帖唱歌、頃之以 使者密々遣左衛門督門連令伺来否也(是日兼日可参之由依有約語、密々相尋也)、 使者帰来申被御門邊無出行云々、公教宰相中将来、更着直衣給調、数刻美談、
十六日	着座の後、政に初めて参仕。	
廿日	五節定め。	
廿二日	着座後初めて鳥羽院御所へ。 十日講。	
十一月二日		⑦依物忌不出行、入夜召集僧人企薬会、公達同召集、
二日	陣定。	
四日		⑧(頼長欠席の除目で楽人豊原時秋右近将曹を望む)
六日		⑨楽人豊原時秋望右近将曹、可令申大殿之由約束畢
七日	春日講。	
八日	春日より帰京。	
九日	新嘗会節会内弁作法を忠実に習う。	
十日	除目下名上朝を勤仕。聖定に下名 作法を、忠実に内弁作法を習う。	
十一日	忠実より内弁作法を習う。	

十二月九日	内裏にて任内大臣御会 中宮に慶を奏上。 東三条殿にて任大臣院門大嘗の儀。	①次女房琵琶与子。 ②次諸大夫持樂管絃具、次御座、拍子〔新大納言実能〕、笙〔大納言雅定〕、笙一本定〔兼兼々〕〔右衛門督宗輔〕、横笛〔新中納言公教〕、琵琶〔宰相中将重通〕〔已上聞白殿被仰此人可勤其事之由、實賢為付歌被召、候將殿西美戸西頭、聞白殿令申大殿給云、上達部、殿上人中、笛、箏、篳篥以召人々令吹へ、カラム、大殿被仰云、可、以召人時定令吹之、御座、雙調調子〔横笛未終前二雅定吹ヤミケルトキ、テ、調子ヲ吹ヤマル、未終ケリト聞キテ更ニ吹テ、横笛ト同様ニ吹ヤマル〕、次安名兼、次鳥城、奏時新大納言不被唱歌、次富田、次實殿急、又新大納言無唱歌、次平調調子、伊世海、萬成樂、五重奏急鼓編、奏時、新大納言凡無唱歌、候馬樂時、雅定時ニ付テ常ニ不換吹、五重奏急鼓吹終之時、給公御座、〔律法如常〕、諸御起座、予掛起座二ハ、聞白殿不違様、公御座聞給召人候、公御立聞、琵琶獲子被了、其孫冠元興寺也、季成朝臣所帯筆進聞白殿、〔引出物也〕、聞白殿取筆即令返願憲新云々、是即引出物なれハ百々レトモ、密々返給也。 〔臨午魁大殿還御近衛殿、其後召召時秋、相共吹笙。〕
十日	任大臣の慶び。鳥羽殿へ。	
十三日	着陣のため東三条殿へ。	
十六日	大臣の後初めて着陣の儀。	
十七日	直衣始め。母殿大嘗定。	
十八日		
廿日		
廿一日	勤学院参賀。	③勤学院〔観音堂御所〕、見参之後、棟大納言〔雅定〕曾軍、 ④次一々着座、一献、東座御座、西座定親、二献、東座弁公行、西座皇信宮亮朝親、次則法、世取令月、三度〔二度音一度調〕、次則法、三献、東座式部大夫教光、西座中将公能。

廿二日	観音御所参院。予日講。	〔修中則法参院〔観音堂御所〕…漸及昏黑之間、雅定曾軍。〕
廿五日	興福寺参賀事。	
廿六日	皇后宮御仏名。	
廿七日	氣成事今日習了。	
廿八日	皇后宮月啓持来。	

三ヶ月間に、十八件の音楽記事が記されている。(丸囲み数字は、表1の対応する記事を示す。)
公的行事の音楽場面(⑧中宮潤酔、⑨大原野祭、⑩勤学院参賀)には、今は触れない。

①・③は、頼長が私的な音楽の集いに聴衆として加わっている例である。①の備後前司藤原季通は、頼宗流の庶流宗通息。宗通女宗子を正妻に迎えた忠通には義兄弟にあたる。③で後出の成通を初め兄弟一同音楽で知られ、季通は筆を得意としていた。彼が来たので、早速「楽会」となったらしい。頼長は高名の楽人季通と、後年まで交際している。

入夜季通朝臣、基通法師来、奏管絃、余吹笙(久安四年三月九日条)

②の刑部卿藤原教兼は、琴曲に秀で(『古今著聞集』巻第八好色第十一)、談経は、当時音楽的にも享受されていた。①の場所は明らかでないが、②は近衛殿とあり、忠実・忠通も同席している。頼長が結婚後も忠実中心の音楽の場に参加していた事を示す。

③④⑤・⑥⑦・⑧⑩⑪・⑫⑬⑭⑮には、頼長が、右大將着座儀・任内大臣庇大嘗を契機に、笙に精通していく一

連の流れが看取される。

まず、右大將着座第一目が終わった翌日、藤原成通が来訪。そこで、前日管絃の興がなかったことを「最遺恨」とし、二人で音楽を談じ唱歌している③。成通は「笛・琵琶・音曲の好士」(『文机談』第一冊巻第一)、今様と笛の名手とされ兄季通からも「筆譜」に評価されていた④。

前拾遺大納言(成通)元正之弟子。(中略)楽之作法秘事等、能習元正之故歟。況吹合笙之曲定優美也。

唱歌とは、一般に楽器を用いず唱歌詞や歌詞で楽曲の旋律を歌う事。「楽唱歌」とは、今様等ではなく雅楽の唱歌の意ではないか。頼長が楽器を手にする下積古であろうか。

翌日、宗輔が来訪し楽談。宗輔は「蘇合四帖」を唱歌する。声を掛けてあった雅定は来ないらしいが、実能甥公教が来て、ともに楽談⑤。

宗輔・雅定は、以後も頼長の音楽活動に深く関わってくる管絃に堪能な公卿である。

藤原宗輔(一〇七七、一一六二)は、鳥羽院の笛の御師、近衛天皇御笛初めの師を仕るほど院から信頼されていた。忠実とは、若い頃から音楽を通して結ばれていたことは前述した。笛の他、笙にも秀で、「御遊抄」中殿御會水長元年三月十一日)、忠実は、名器獅子丸を聞き分けることができる唯一の人物ではないかとしている(『富家譜』)。頼長も、「長糸竹道」として尊敬し(『康治元年三月四日条』)、交遊は頼長晩年も変わらなかった。頼長と音楽の場を共有する主要な人物の一人である。

一方中院右大臣源雅定(一〇九四、一一六二)は、鳥羽院の代にも宮中に重きをおいていた村上源氏嫡流。忠実・室師子の甥。「鳳笙師伝相承」では、頼長の師とされる。忠実・時秋とともに豊原時元に教えを受け、「筆譜」には、

師と異ならないとまで称された。

入道右相府、時元之弟子也、吹笙之藝、知曲之趣无異(時元)。

頼長が御遊に連なり始めた頃、二人で笙を所作していることもある(『御遊抄』臨時御會 保延三年六月廿三日)。この時期の頼長は、笙のみならず公事においても雅定に師事しており(保延二年十一月十日条)、その意見に準拠している(『富家譜』)。雅定も頼長と音楽の場を共有する主要な人物の一人であるが、後年母方が村上源氏である美福門院にも接近していった。

十一月一日、令人・公達を招いて、樂會⑥。参集者は不明。

十一月四日楽人豊原時秋が、除目で右近将曹を望み、六日に欠席していた頼長に伝えられ、忠実に知らせることとなった⑦。時秋の望みは受け入れられ、さらに翌保延三年正月には、上位者がいたにも関わらず、合奏の初めの「音取」を許された(『古今著聞集』管弦歌舞第七)。本条は、音楽を家業とする地下の師匠豊原氏と貴神の弟子忠実・頼長の関係を示す一例として、注目されよう。時秋の父時元は、非重代でありながら、その演奏と「楽の知識・進退等に傑出」したことにより地位を固めた楽人である。二代目時秋も、時元が忠実に笙を教えたように、頼長と縁故を結んでいる。

十一月十九日には、鳥羽殿広庭で実能と笙を「習」っているが⑧、翌日の「習」同様、いかなる状況かは不明⑨。

十一月廿一日、源有仁を訪問⑩。有仁は、雙調の曲を演奏後、笙を火桶で炙って手入れ法、つまり、奏者としての心得も示した。笙の調律は、奏者自身で演奏の前後に、楽器を乾かしリードの振動を管理する。

花園左大臣源有仁(一一〇三、一一四七)は後三条院孫。鳥羽院とは配懇の間柄。北の方が頼長の舅実能の姉妹

である。「文机談」には、

御琵琶・御箏・笙までもいみじくあそはされけり。

とある。「鳳笙師伝相承」によれば、父三宮輔仁親王から教えをうけ、齋院長官有房に伝えたのみで流れは絶えていた。「文机談」は、琵琶について「この御流れはましてうけ給りたる人ありともきこえず」と記し、箏も同様に特定の流れとはならなかったとみえる。十一年後、有仁の出家に際し、頼長は好意的な人物評価をしている（久安三年二月三日条）。

十二月九日は任内大臣庇大嘗、聴き手頼長は、実能の唱歌、雅定の笙の演奏について委しく書き留めた。備馬楽の折に、雅定が時折吹かずにいたという指摘は、後に「御遊抄」にも収録された。

保延二十二年。任内大臣、頼長。拍子新大納言実能。付歌。資賢朝臣。笙雅定卿。笛公教卿。樂樂召人時定。当座被仰之。比巴宰相中将重通。箏右衛門督宗輔。字槐記云。備馬楽時。雅定時々付点常不立吹。

なお、この日の楽人は、「御遊抄」と「台記」とでは若干異なる。宗輔は、「御遊抄」にあるように箏を弾いたと思われる。

当日は、忠実・忠通も臨席し、忠通が、楽人への仰せや召人の進言を忠実にし、引き出物の箏を受け取っており、撰関家挙げての管絃の場となっている。この日を契機に、頼長は一層笙に精進する。

翌日早速楽人時秋を召して、共に箏を吹き、次いで、廿日と廿二日、観音堂御所で、雅定から笙を習っている（58頁）。予め約諾してあったのだろうか。頼長が、保延二年十月以前に既に笙を習い始めていたかは、判然としないが、以上より、この三ヶ月間で笙の習得に集中していく有様が窺える。

その成果あつてか、翌正月廿一日、頼長は、大臣母屋大嘗徳座の御道で笙を奏し公の管絃の場に登場することとなった。

表2に、忠通・頼長の庇大嘗及び母屋大嘗の楽人を示す。

表2 藤原忠通と藤原頼長の庇大嘗・母屋大嘗

年月日	庇大嘗(御遊抄)	忠通母屋大嘗(御遊抄)	忠通母屋大嘗(御遊抄)	頼長庇大嘗(台記)	頼長庇大嘗(御遊抄)	頼長母屋大嘗(御遊抄)
年月日	永久三年四月二十八日	永久四年正月二十三日	永久四年三月二十三日	保延二年十二月九日	保延二年十二月九日	保延三年正月二十一日
拍子	藤原宗忠	藤原宗忠	藤原宗忠・藤原実能	藤原宗忠	藤原宗忠	藤原宗忠
箏	源兼定	源有賢	源有賢	源兼定・藤原宗輔	源兼定	藤原宗輔
笛	藤原忠教	藤原信通	藤原信通	藤原公教	藤原公教	藤原宗輔
笙	藤原忠定(召人)	召人	召人	時定(召人)	時定(召人)	藤原季康
琵琶	基綱	基綱	基綱	藤原重通	藤原重通	源有仁(尊者)
箏	藤原忠通(主人)	藤原忠実・源有賢	藤原忠実	藤原重通	藤原重通	藤原忠実(大藏)
和琴	藤原伊通	無詳人	藤原伊通		藤原宗輔	
付け歌			藤原宗輔・時定・実能		源有賢(召人)	

頼長の母屋大嘗の御道所作は、忠通の先例に倣ったものではないかとされている⁵⁹。永久三年(一一二五)、十九歳の忠通は、正月に権中納言から権大納言、三ヶ月後四月廿八日には内大臣に昇進し、同日東三条第で任内大臣大嘗が行われた。これに先立ち嫡男の任内大臣一定の知らせに忠実は、大嘗雜事定のため東三条第に赴き、以後連日の

ように自ら準備を見回っている（『殿暦』四月十六日条）。忠通は、この任内大臣鹿大舞に主人として箏を弾いた。翌年正月廿三日の母屋大舞では忠通に替わって忠実が箏を奏でている。

頼長の場合、その公事には常に忠実が関わっていること、また、公には父でもある忠通の先例が意識されたことは、容易に想像される。忠実は、忠通の正月大舞同様自ら箏を演じている。太田静六氏は、母屋で行なわれる大臣正月大舞の方が格が高いとされている。ここにも、忠実の主導性が窺えよう。

次に保延二年十月から十二月まで『台記』に名の挙がっている楽人十五名を示す。（括弧内は、『台記』での表記、太字は、公卿。）

撰閑家・藤原忠実（大殿）、藤原忠通（殿・間白殿）

頼宗流中御門家・藤原宗輔（左兵衛監・左武衛・右衛門督宗輔）

同 坊門家・藤原伊通（大宮中納言）、藤原成通（左宰相中将成通）、藤原重通（宰相中将重通）、藤原季通（備

後前司）

閑院流徳大寺家・藤原実能（新大納言・新大納言実能）、

同 三条家・藤原公教（公教宰相中将・新中納言公教）

三条源氏・源有仁（右府）

村上源氏・源雅定（左衛門督・大納言雅定・権大納言雅定・雅定）

醍醐源氏・源實賢（資賢）

六条藤家・藤原教兼（教兼朝臣）
 豊原時秋（時秋）
 藤原時定（時定）

彼らの多くは音楽の伝統ある家系に生まれ、楽人として令名を博している。しかし、同時にその大半が頼長と多少少なかれ血縁・姻戚関係にあり、中に忠通の義兄弟坊門家の四人も含まれていることは、注意されよう。頼長は、当時忠通と音楽の場での人脈を共有しているのである。

一方、同じ十月から十二月まで、頼長には次のような公事が続いている。

頼長自身の任官に関わる行事・右大將着座儀・鳥羽院院司補任・任内大臣宣旨・任内大臣鹿大舞・勸学院参賀・興福寺参賀・母屋大舞定

公事・政・五節定・陣定・下名上卿・皇后宮（泰子）月啓

仏事・白河院御月忌・千日講・皇后宮御仏名

神事・春日詣・吉田祭・大原野祭上卿・新嘗祭節会内弁・五節奉仕

頼長の今後の音楽活動に最も影響するのは、やはり任内大臣である。補任の結果である保延三年正月公卿の年齢別構成を、表3に示す。

表3 保延三年正月公卿の年代別構成（一）内は年齢。太字は、忠通または頼長の大匠所作人。

年代	公卿	人数
七十代	藤原宗忠(76) 源師頼(70)	二人
六十代	藤原実光(69) 藤原経忠(63) 藤原忠教(62) 藤原宗輔(61)	四人
五十代	藤原実行(58) 藤原宗能(53) 平太親(51)	三人
四十代	藤原伊通(45) 藤原政頼(44) 源雅定(44) 藤原実能(42) 藤原忠通(41) 藤原成通(41)	六人
三十代	藤原重通(39) 藤原実衡(38) 藤原宗基(37) 藤原季成(36) 源有仁(35) 藤原公教(35)	六人
二十代		
十代	藤原頼長(18)	一人

一見して明らかかなように、頼長は遙か年輩の公卿に囲まれ、同年配のほとんどいない状態で内大臣として政務を始めている。表3は同時に、頼長の公的音楽活動の環境をも示している。なぜなら、公の会の中で、時に上皇・天皇も加わることのある御遊で演奏できるのは、基本的に表3の公卿達の内、管絃の名手として認められた者が中心だからである。元来、音楽の習得はなるべく幼い内に始め、経験を積むことが望ましい。また、磯氏の指摘のように実際に御遊の場に臨むためには、音楽の技術だけでなく、故実・作法の心得が必要であった。

幼少時に指導を受けた形跡もなく、経験も浅い頼長が、表3にみるような公卿達と宮中の音楽活動に交わるには、相当の努力が必要であったろう。

それにもかかわらず、多忙な公事の合間に精進して母屋大費で所作をした理由は、那邊にあるのだろうか。

考えられる理由の第一は、上記公卿を初め、諸大夫を含めた宮中の貴族の頼長任官に対する反応への対処である。

頼長任内大臣を、宗忠は、「中右記」保延二年十二月九日条に次のように記す。

内大臣頼長へ右大将、越上藤三人、忠教、師頼、実行、年十七、未曾有例也。

大納言忠教は師通男、実行は園院家嫡流三条家の祖、師頼は村上源氏俊房嫡男と、各々由緒ある家柄の出である。

「未曾有」の内容は上藤三人を越えたことを含むだろう。しかし、忠通も十九歳で上藤四名を越え、内大臣となった。

そこで、寧ろ十七歳という先例のない年齢に注目したい。忠実が頼長が新嘗会の内弁を勤めるにあたり、次のように告げて次第を教えている（保延二年十一月九日条）。

幼年ナリトテ、如「此之時不」令「習行」者アシカリナム、可「習ナリトテ、次第置」前令「教給」。

十六歳五ヶ月の頼長は、「幼年」と目され得る立場にあった。廟堂には、忠実と懇意の宗能でさえ驚かざるを得なかったこの任官を「未曾有」と目を敬てる者も多かった筈である。その中で政務に就く頼長は、任内大臣の正当性を示さねばならず、その一つとして、公事の他に父や兄同様管絃の道にも秀でていることを証す事であったか。

第二は、鳥羽院との結びつきの強化である。

公には忠通の子とはいえ、数年前まで故白河院を憚って盤居していた忠実の庶子である頼長にとり、鳥羽院の庇護は不可欠であった。頼長の立場は、忠実ゆえであるが、それも鳥羽院の父子への厚遇が基になっている。

これを、保延二年十二月の宮廷の状況から検証してみたい。なぜならこの時期は、鳥羽院に休仁親王（近衛天皇）（一一三九、一一五五）、崇徳天皇に重仁親王（一一四〇、一一六二）、忠通に基実（一一四三、一一六六）と、各々に後継者が現れた数年後の状況とは異なるからである。

保延二年十二月当時、天皇家は三十四歳の鳥羽院を中心に当面安定していた。鳥羽院政は七年を経、天皇との関

係は、院が白河院に強いられて譲位した経緯から、疎遠であった。十八歳の天皇の外戚は閑院流であるが、摂関の地位は血縁のない御堂流が継承しており、両家とも名実一致しないまま共存、院に対抗して天皇親政を押し動きは見られない。

崇徳天皇中宮忠通女皇子には、懐妊の兆しがない。もともと、七才で入内した皇子は十五歳。結局一生不妊であったが、保延二年の時点では、いずれ皇子の生まれる希望が抱かれていた。もし、皇子所生の親王が帝位につけば、忠通は道長以来初めて再び天皇外祖父として、実質を伴った摂政関白となることができるのである。

一方鳥羽院皇后忠実女太子は、四十歳を越え皇子の出生は望みがない。しかし、故権中納言藤原長実女（後の美福門院得子）が、院の寵を受けて前年姫宮を生み、諸大夫層の女ながら三位を授かっている。現に保延二年十二月にも懐妊中である。四月に誕生するのは、後の八条院暲子（一一三七―一二一一）であるが、当時は知るべくもない。男子生誕の場合の母子の待遇について、院の思惑を誰かが量りかねていたのであろう。

摂関家では、忠実が大敵、忠通が殿と呼ばれて共存している。経済的には富んでいるものの、政治的実権は院政の前に失いつつある。忠実・頼長と忠通は、少なくとも摂関家として、纏まっていざるをえない。しかし、ここにも後継者問題が潜在する。忠通には嫡男がなく、妾腹の男子の多くは僧籍に入っている。そのため、保延二年の段階では、頼長一人が、忠実の太子・忠実嫡妻師子の養子・忠通の融子として、摂関家の後継者に目される立場にいた。但し、今後忠通に、妾腹であれ男子生誕の可能性のないわけではない。事実、後に村上源氏系源国信女から忠実が生まれ、年齢差があるものの、頼長の摂関家継承の立場は微妙となる。

天皇家も摂関家も、一見安定してはいるものの近い将来さえず測しがたい状態であった。頼長の習業は、忠通に

嫡子不在という特殊な状態の中で、忠実・忠通を継承するという自覚に基づき、背後には、忠通に摂関の地位を譲らざるを得なかった忠実の庇護と期待が窺えよう。しかし、未だ流動的な状態の中で、摂関家は内部対立よりは協調を基としている。忠通の頼長庇大要御遊に対する態度にも、それが窺えよう。

ともあれ、頼長の課題は、鳥羽院との紐帯を深めていくことであった。美川圭氏は、後三条天皇以来、天皇又は上皇は、それまでの禁忌に幾重にも守られていた立場から、実際の権力を握ることにより、一個の「人間」としての面が、よくも悪くもより強く表れるようになったとされた。それは同時に、天皇・上皇の個人的な嗜好が、臣下との関係において重みを増すことにもなる。鳥羽院の場合、音楽はその一つとなりうる。室の奏者宗輔・雅定、有仁の三人は、管絃の名手であるとともに鳥羽院の信任も厚く、頼長が音楽の場でも院の人脈に入ることを示している。

なお頼長の生涯を通じて、つまり鳥羽院政下で彼と音楽の場で同席した公卿に、伊勢勅使の経験者が多いことを指摘しておきたい。頼長自身も勅使派遣の上朝を四回務めている。白河天皇以来、急速に増加した伊勢公卿勅使は、奈良朝から江戸まで一二四回の内七八回が、延久四年（一〇七二）から承久三年（一二二二）に集中し、院政期の特色の一つとなっている。朝廷から伊勢に臨時に発遣される、天皇や幼帝の場合には恐らく上皇の意思を直接反映しうる制度であった。公卿勅使は、多く宸筆宣命を賜り、それを常に身邊に保持し、外宮内宮においては、自ら詠み上げる務めを負っていた。鳥羽院が実権を握った大治四年から院の没する久壽三年まで、崇徳天皇・近衛天皇の治世下で、全十二回の伊勢公卿勅使が送られている。そのうち十回までが、次のように管絃の者である。特に雅定は三回伊勢に赴き、父雅実が伊勢勅使を八回務めた先例を考慮するにしても、鳥羽院の信任の深さを推測させる。

天承元年藤原実能・同二年源雅兼・保延二年源雅定・同五年藤原実能・同七年藤原公能・康治二年藤原成通・天養二年源雅定・久安四年藤原公教・同六年藤原公教・仁平元年源雅定・同二年藤原清隆・久壽元年藤原重通

(他の二人は、天承二年源雅兼と仁平元年藤原清隆である。)

源雅定三回・藤原実能二回・藤原公教二回・藤原公能一回・藤原成通一回・藤原重通一回

この事は、管絃の常連と院の紐帯の強さを窺わせるとともに、所謂諸大夫層に属する院近臣が表舞台には介入しがたい分野として、御遊と公卿勅使とがあり、鳥羽院の時期には、相互に重なっていたことを看取させる。

四、笙について

頼長が習得した楽器は、笙一種類のようである。少なくとも、御遊を初め公私の集まりで演奏しているのは、保延二年からその死まで笙のみである。

頼長は、何故最初から楽器を一種類に絞ったのであろうか。そして、何故笙を弾いたのであろうか。

平安時代の公卿・殿上人には、声楽の他に管楽器(笛・笙)と絃楽器(箏・琵琶)双方の習得が望まれた。一つには、音楽が、私的な楽しみであるとともに、公の場で披露されるものでもあったからであろう。例えば、晴れの行事としての御遊の形式は、三管(横笛・篳篥・笙)三絃(箏・琵琶・和琴)に笏拍子で構成されるが、上位者が演奏する楽器は遠慮する等の人間関係も考慮される。そのため、複数の楽器を奏することができれば、融通が利く。

忠実が古楽の他に箏・琵琶、宗輔は笛・笙・琵琶・箏・声楽、源有仁は笛と笙、源雅定も箏・笛・篳篥を御遊で

所作している。これに対し、頼長が、笙一種類に限ったのは、第一には、習業を遅く始めた身で、早く合奏に参加できる水準に達することを目標したため、第二には、当初から廟堂のはば最高位についていたためではなかったか。それでは、笙を選んだ理由は何であろうか。頼長自ら説明していない以上、もとより正解は無く、音色の好み、楽器の難易度等も考慮されよう。

萩氏は、忠実・頼長と豊原時元・時秋の師弟関係より次のように推察された。

父の笙の奏楽に接していたか、父の勧めによるか、あるいは依然として豊原氏との私的な交流があったことか、ら、頼長も自然に笙を手にするようになったか。いずれにしても父忠実の影響によるものであったと考えられる。

付け加えれば、周囲に専門楽人のみならず雅定や宗輔、廟堂の第一人者として尊崇を集めていた有仁等公卿の笙奏者が居たこともあろう。また、他の理由も考えられるであろうか。

笙には以下の特色が知られている。

① 笛や篳篥の主旋律の要所に合わせながら、和音(合竹)を演奏していくため、主旋律の変奏も可能な笛と二重奏ができる。頼長も、これをしばしば楽しんでいる(「基通吹笛、余和笙」康治元年六月三日条・「(宗輔)吹笛和笙」康治二年正月五日条)。

② 演奏の初めの「音取」の最初の楽器となる。また、その基音は、箏や琵琶の調絃の基となる。笙の調律には、ある程度の修練が必要であるが、頼長も後には心得ていたらしい。忠実が琵琶の名器支象の修理を依頼された際、調絃の基音を与えている(久安四年十月五日条)。

③演奏の速さに影響を与える役を担う。

この点について、頼長自身の記述はないが、「吉野宮水院楽書」でも次のように重視されていた。

一、笙（中略）モノノオモシロカラヌハ笙笛ノ時ニアハヌ也。ヨロズノモノアレトモ、笙ヲマツ（トク歎）ナラスナリ。楽ノ早ク覺ユル時ハ、笙笛ヲヨハクトラエ、スコシハヤメバヤト思フトキハ、ツヨクトラヘテ吹クナリ。

従って、笙は主旋律を演奏する笛や箏の華麗さはないが、伴奏の基音となり、合奏の速度を導く、ある意味で演奏の要となる楽器ともいえる。源有仁は、「笙、事の外に勝劣あり」としている（『古今著聞集』管絃歌舞第七）。

頼長は、少なくとも①②の点では、笙についてある程度精通していたといえよう。

他方、楽器の選択には宮廷社会特有の条件もある。

『文机談』は、摂関家における笙の祖は昭宣公藤原基経（八三七―八九一）と繰り返している。これは笙における小野宮実頼や時平、琵琶における京極大藏師実と対応した表現であろう。但し、笙や琵琶はその後も、摂関家に名手が出てくるのに対し、笙では基経に続いて頼長の名があがっている。『風笙師伝相承』には、頼長以前に村上天皇・堀河院、一条左大臣源雅信・六条右大臣源重信・堀河右大臣藤原頼宗・大宮右大臣源俊家・中御門右大臣藤原宗忠が記されているが、摂関家嫡男の例はない。

十三世紀初め『禁秘抄』上「一諸芸能事」において、順徳天皇は、天皇・皇族に相応しい楽器として笙・琵琶・笛・和琴をあげ、不相応な楽器として箏・篳篥をあげた。但し、笙については、後三条天皇の例を示すだけで判断を下していない。

天皇・皇族の場合が、そのまま臣下に当てはまるわけではないが、頼長の前にあった選択として、三絃の内、和琴は上代歌謡の伴奏を主とし演奏できる曲目にも限りがあった。箏と琵琶は、天皇も嗜む高貴な楽器であるが、忠実に劣らず忠通も得意としていた。『今鏡』の次の記載は、能書家忠通に対する頼長の心情を示しているが、箏や琵琶を避けた意識にも通じていたのかもしれない。

笙の笛をぞ、大御遊びには吹かせ給ふと聞かせ給ひし、御手書かせ給うことをそわざと書きやつさせ給ひけるにや、兄の殿にいかにも劣らむずればなど思はしたりけるを（『今鏡』藤波の中 第五 御太刀）

三管の内、笛は鳥羽院の楽器であり、御師宗輔もいる。箏は、地下の者が召されて吹く機会も多いやや特殊な楽器であり、技術的にも困難である。

十四世紀、笙を自分の楽器とした最初の天皇後光厳の選択理由について、豊永聡美氏は持明院統嫡流との対抗意識を挙げられている。翻って頼長の場合、臣下という立場も異なる上、前述のように習楽の初めには、先の不確かな宮廷内で、対立関係よりは協調関係を求める要素の方が強かったと思われる。実際、笙を弾んだ頼長は、忠実・忠通とも御遊で共演している。

頼長は、忠実のように幅広く管絃に没頭することもせず、忠通のように詩歌管絃・書道と諸分野に秀でようとすることもなかった。他者はほとんど顧みず、管絃も笙に絞ったのである。そこには、自身の音楽環境・当時の宮中の状況への考慮等が働いていたのだろう。

頼長の音楽活動の出発点における状況を要約すると、次のようになる。

第一、幼少時の頼長は宮中から離れていたためか、音楽的には恵まれた環境にいたにも関わらず、音楽教育を受けた形跡がさほどない。

第二、保延二年、頼長は朝堂最年少の内大臣として、公事にいそしむようになると、同時に宮中の音楽活動でも、最年少かつ技術的にも最も未熟な演奏者として登場することとなった。

第三、当時鳥羽院政下、管絃に長けた公卿が集まっていた。

第四、頼長が、この限られた枠内に入ることを志したのは、既にその常連であった忠実の子、特に忠通の弟かつ頼子という意識があったからと推測される。

第五、その成果が、保延三年正月母屋大嘗での室の所作であった。

第六、その目的は、内大臣に相応しい資質の一つとして音楽を嗜むことを宮中の貴族に示すとともに、鳥羽院との紐帯を深める可能性も含まれていたと思われる。

従って、頼長の音楽活動は、当初から政治的配慮と不可分とみえる。

しかしながら、この出発点のみから、彼が政治的理由だけで音楽活動を続けたとするのも、また早計か、と思われる。同じく宮廷生活に不可欠な和歌に関しては、その初期に詩歌会（「中右記」長承三年二月十日条）や歌会を催したとはいえ、その後努力した形跡がないのである。それに対して、音楽に関しては、保延三年以降頼出するよ

うに「不他行、終日音楽」（康治元年正月四日・五日・十日条）、「今日物屋、終日奏管絃」（康治二年十月二十五日条）、「終日音楽、有打物等」（同年十月二十六日条）等、精進している跡があるからである。

保延三年以降、頼長と音楽との関わりが、いかに変化していくかは、次稿の考察の対象としたい。

注

(1) ボール・シャロウ「藤原頼長」『台記』ジェンダーとジャンルをめぐって（『城西国際大学日本研究センター紀要』第六号、二〇一二年二月）

(2) 橋本義彦『藤原頼長』（吉川弘文館、一九六四年九月）：本稿は、頼長の伝記の多くの部分を同書に負っている。

(3) 萩原律夫『古代中世音楽史の研究』（吉川弘文館、二〇〇七年二月）。

(4) 飯島一彦『座談会日本音楽史の現在 完全版』（いずみ通信）和泉書院、二〇〇九年十一月）。

(5) 『台記』の本文には、『増補史料大成 台記』（臨川書店）を用いるが、康治二年十二月以前の記事には、橋本義彦『今江道校訂「史料集」 台記二』も参照にした。

(6) 磯水松一『院政期音楽説話の研究』（和泉書院、二〇〇三年二月）。

(7) 本稿では、特に注記の無い場合は、『台記』からの引用とする。

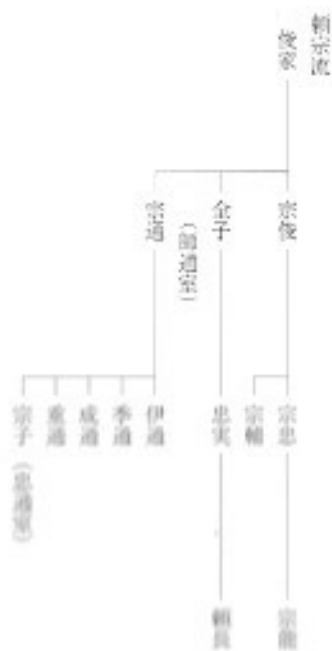
(8) 引用文の後は、次のような批判が続く。

而不知我朝謀反者名、所謂如目見毫毛而不見其蟻也、可謂嗚呼。

(9) 保延三年正月二十一日任内大臣頼長、同年六月三日今般宮御五十日、同年六月二十三日臨時御会、同年六月二十六日朝銀行幸、同年七月二十六日今般宮御百日、保延四年正月二日朝銀行幸、保延五年正月四日朝銀行幸、康治元年十一月九日撰政第一、同年十一月十七日清暑宮試楽近衛院、天養元年正月五日、久安六年正月廿日、仁平二年二月二十日、同年三月七日鳥羽院五十日（『御書抄』）

- (10) 行基美代子「文机談全注釈」(空閑書院、二〇〇七年十月)。
 (11) 注(3) 萩美津夫前掲書。但し、②は、巻二とされている。
 (12) 福島和夫「藤原季通考 付(翻刻)『藤原季通撰『琴譜』序並びに跋』」(福島和夫編「日本史研究叢刊13中世音楽史論叢」和泉書院、二〇〇一年十一月所収)。
 (13) 高郡逸枝「日本古代婚嫁例集」(資料書店、一九九一年五月)。
 (14) 磯水絵「知足院開白の音楽活動について―その記録と伝承―」(二松学舎大学人文論叢)二松学舎大学人文学会、21・23・24・26・27号、一九八二年―一九八四年)。
 (15) 注(12) 福島和夫前掲書。
 (16) 青柳隆志「日本の詠史 研究篇」(空閑書院、一九九一年一月)。
 (17) 注(2) 橋本義彦前掲書。
 (18) 田村若子「藤原頼長と生母」『台記』における「昔人」呼称をめぐる―(人間文化論叢)第八巻、二〇〇五年)。
 (19) 『尊卑分限』第六内大臣高藤四太宰帥為輔三男隆孝孫」によると、盛実は、中宮亮・正四位下少納言・土佐甲斐守・藏人、嫡男。嗣憲は、正四位下少納言・皇百官亮・左小弁・藏人。
 (20) 白河院の生母は、関院太政大臣藤原公季男藤原公成女茂子、鳥羽院生母は、公成男実季女茂子、崇徳院生母は、実季男公文女伴賢門院璋子である。
 (21) 注(2) 橋本義彦前掲書。
 (22) 豊水聡美「中世の天皇と音楽」(吉川弘文館、二〇〇六年十二月)。
 (23) 甲田利雄「平安朝臨時公事略解」(続群書類完成会、一九八一年九月)。
 (24) 川本重雄「寝殿造の空間と儀式」(中央公論美術出版、二〇〇五年六月)。
 (25) 遠藤基朗「中世王権と王朝儀礼」(東京大学出版会、二〇〇九年三月)。

- (26) 注(12) 福島和夫前掲論文。
 (27) 注(12) 福島和夫前掲論文。
 (28) 千葉潤之介「唱歌」という用語に関する諸問題」(岩波講座 日本の音楽アジアの音楽 4伝承と記録)岩波書店、一九八八年九月)。
 (29) フランス東アジア文明研究センター鈴木聖子氏御教示による。
 (30) 福島和夫「序 中世における管弦歌舞」(注(17) 前掲書に同じ)。
 (31) 「左大臣源有仁(公者延久聖主之孫、輔仁親王之子)……大臣為人容貌俊麗通有度、長兼竹之道法孫及家、習入木之様、亦巧于和歌詠我朝礼儀、少失礼、訪之上古之大臣、何恥之」(久安三年二月三日条)。
 (32) 鈴木聖子氏の御教示によると、稚古開始がこの保延二年十月以降としても、およそ三ヶ月間で公の宮に連なるようになることは、努力次第で可能であったと思われる。
 (33) 注(3) 萩美津夫前掲書。
 (34) 太田静六「寝殿造の研究」(吉川弘文館、二一八七年二月)。
 (35) 磯水絵「公家と地下楽家における音楽伝承」(注(28) 前掲書に同じ)。
 (36) 美川圭「公家譜定例から見る院政の成立」(大石直正・藤原俊昭編「中世社会の成立」東京堂出版、二〇〇一年五月)。
 (37) 康治二年(一一四三)十二月九日・天養二年(一一四五)二月六日・久安四年(一一四八)四月廿八日・久寿五年十一月七日(一一五四)。
 (38) 胡麻縛之西島一郎校注「神宮体系 神道編三 伊勢勅使部類記 公卿勅使記」(財団法人 神道体系編纂会、一九八一年十月)。
 (39) 頼長任内大臣とともに任ぜられた右大臣宗忠は、保延三年出家。その後右大臣は久安五年まで空席。同じく左大臣有仁も任命後ほどなく病に倒れ、久安三年没(『台記』久安三年二月三日)。その後、頼長の任命まで二年以上左大臣も空席であった。つまり、頼長は任命後まもなく、ほぼ十年間、左右大臣不在の内大臣として、摂政関白(忠通)について廟堂の最高位にいた(ことに留意)これは同時に、有仁・宗忠という位階の上でも、管絃の上でも重鎮たるべき二人が欠けた官中に、頼長が置かれた事である。



(40) 注(3) 萩美津夫前掲書。

(41) 一葉原によく調へたる笙を吹き、よきものの聲淳調に音を吹き出でたること、涼しく湧え、めでたくて汗も入る心地すれ(二前家語)。

(42) 「昭宣公は笙の祖師にてわたらせ給。いまの納屋みなかの御ながれなるべし」(菊水本「文机談」第一冊)。

「はるかいにしへを思ふにも御先祖昭宣公は笙の祖師とこそ承れ」(同第三冊)。

「また昭宣公、笙の祖師とも申めり」(同第五冊)。

(43) 「第二管絃 延喜天曆以後、大略不能事也、必可通一曲。円融一条古例ニテ今増代々御能。和琴又延喜天曆之古例、準同之、孫包無殊例可然事也。室原室未聞。笙、後三条院学給。幕儀不相心事也。菅原川鳥羽高倉法皇代々不能事也。但事地置何者哉」。

(44) 注(12) 福島和夫前掲書文。

(45) 注(22) 豊水松美前掲書。